

《 議 案 3 》

会 則 一 部 改 正 案

鴨志田緑自治会会則の一部を次の通り改正する。

- 1、会則第4条の3、会計2名の次に 4、書記1名を加え 4、班長
(各班に1名)を 5、班長(各班に1名)に改める
- 2、会則第7条の2、会長、副会長、会計の次に書記を加える
- 3、会則第8条の3、会計は、本会会計事務を担当する。の次に4、書記
は、本会会務を記録する。を加え 4、班長は、班の意見をまとめ役
員会に提出する。又役員会決議及び代表の命を受けその職務を執行す
る。を 5、班長は、班の意見をまとめ役員会に提出する。又役員会
決議及び代表の命を受けその職務を執行する。に改める
- 4、会則付則の末尾に 5、平成 5年 4月11日より一部改正、施行する。
を加える

（平成5年度に会則改正がなされている
6に示す）